

～ 千葉県の学校にお勤めのみなさまへ～

郵便局で取り扱う**かんぽ生命の保険料**が **口座払込み** や **窓口払込み** に比べ

「団体払込み」で割安になります！

Q 「団体払込み」って？

毎月の保険料を、お給料から天引きして、お勤め先でとりまとめてかんぽ生命へ払い込むお支払い方法のことです。

Q どのくらい保険料が割安になるの？

団体払込みの方が、口座払込みより**約1%**、窓口払込みより**約3%**割安になります。

例：「口座払込み」で毎月の保険料が20,000円の場合、
「団体払込み」にすると毎月200円割安になります。

保険料の払込方法	窓口払込み	口座払込み	団体払込み
月払い保険料	20,400円	20,000円	19,800円

Q どの保険でも、誰でも「団体払込み」にできるの？

「団体払込み」の対象となる契約は、次のとおりです。

保険契約	「かんぽ生命」の保険契約が対象です。 ※効力発生年月日(契約日)が平成19年9月30日以前の「簡易生命保険」の契約は対象外です。 保険証券に「かんぽ生命保険」と記載がある場合、かんぽ生命保険の契約です。
保険種類	終身保険・養老保険・学資保険・定期保険・夫婦保険などが対象です。 ※年金保険・財形保険は対象外です。
お勤め先	保険契約者さまが「千葉県の市町村立小中学校、千葉県立特別支援学校、千葉県立高等学校」等のいずれかにお勤めの方で 学生協組合員のみなさま が対象です。(※育休、休職、再任用、期間講師、技能員の方は対象外です。)

【団体払込み制度および保険商品に関するお問い合わせ先】

千葉中央郵便局

〒260-8799 千葉県千葉市中央区中央港1-14-1

電話番号：043-246-0303

【お給料から保険料の天引きが可能かどうかの確認先・その他お問い合わせ先】

千葉県学校生活協同組合 事業課

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-13-10

電話番号：0120-24-6294